

地方独立行政法人宮城県立こども病院
令和7年度計画

地方独立行政法人宮城県立こども病院

前文

地方独立行政法人宮城県立こども病院（以下「法人」という。）は、中期目標の達成に向けて、医療型障害児入所施設「宮城県立拓桃園」を協働的に運用し、高度で専門的な医療及び総合的な療育を提供し、医療・療育の水準の維持・向上に貢献する。

法人は、小児の疾病構造の変化に伴い必要度が高まっている日常的な医療ケア、在宅医療、そして成人移行期支援等について適切に対応していく。

果たすべき役割と社会的ニーズを見定め、多職種が協働し、柔軟性をもって、患者・家族、そして地域のために、医療・療育の安定的かつ継続的な提供に取り組むものとする。

少子化とコロナ禍で加速した患者数の減少・病床利用率の低下、働き方改革に伴う人件費の増加、物価高騰による経費の増大等、多くの医療機関が共通の厳しい状況下にある。法人は、職員一人一人が個別の課題を理解・行動できるように課題を共有し、経営改善に取り組む。

第1 中期計画の期間

令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間とする。

第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置

1 診療事業及び福祉事業

診療事業及び福祉事業については、県の周産期・小児医療及び療育に関する施策や県民のニーズの変化を的確に受け止め、利用者である県民に対して、成育医療や療育の理念に基づく高度で専門的な医療及び総合的な療育を集約的に提供する。また、地域の関係機関等と連携し、地域貢献の充実を図る。

診療事業及び福祉事業の実施に当たっては、病院全体あるいは各部門の数値目標を定め、その達成に向けて業務を遂行する。

(1) 質の高い医療・療育の提供

イ 高度で専門的な医療への取組及び政策医療の適切な実施

当院の特徴や強みを生かし、高度で専門的な医療に取り組み、診療体制の維持と更なる充実を図る。

施設認定の維持・取得、先進医療の推進等、周産期・小児医療水準の維持・向上に努め、県の政策医療を適切に実施する。

各診療科・多職種の連携によるチーム医療を推進する。

適切な薬物療法を通じて安心・安全で質の高い医療を提供するため、全ての病棟、集中治療室及び手術室に担当薬剤師を配置し、多職種の連携を密にして、チーム医療における協働を推進する。

脳死下臓器提供マニュアル（令和3年11月施行）に基づき、対応事案発生時を想定したシミュレーションの実施を検討するなど、迅速かつ的確に対応できる体制を構築する。脳死下臓器提供マニュアルについては、適宜必要な見直しを行う。

オンライン診療に関する情報を収集し、当院での導入可能性について検討する。

ロ 総合的な療育サービスの提供

障害のある子どもの保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療という医療型障害児入所施設の責務を果たす。障害のある子どもとその家族が障害を受け入れ、より生活しやすくなるための能力の獲得、教育施設と連携した知識・技能・社会性の拡大に向けて、入所支援計画に基づいた総合的な療育プログラムを提供する。多職種で協

働し、各職種の専門性を生かした総合的な療育サービスを提供する。

運営規程（医療型障害児入所施設宮城県立拓桃園運営規程、指定短期入所事業所宮城県立拓桃園運営規程）等について、必要に応じた改正・変更を行う。福祉施設マニュアル及び虐待防止・身体拘束適正化マニュアルを改訂し、周知徹底して適切に実施する。

障害福祉サービス等報酬改定に対応した体制を検討し、加算取得に取り組む。

ハ クリニカルパスの活用

医療の標準化、看護の均質化等を図るため、現行のクリニカルパスの見直しを行い、運用基準等を整備するなど、電子カルテを活用したクリニカルパスの活用を推進し、クリニカルパス適用率の向上を図る。

患者用クリニカルパスの対象を拡大し、入退院センターにおける入院前説明でのパスの活用を図る。

【指標】クリニカルパスの適用率を50%以上とする。

ニ 退院サマリーの作成

患者の退院後、院内の関係診療科、他の医療機関及びケア施設等の間で効率的に情報を共有し、患者の治療・ケアを適切に連携・継承できるよう、速やかな退院サマリーの作成に努める。

【指標】退院後2週間以内の退院サマリー作成率を90%以上とする。

ホ 在宅療養・療育への移行支援の推進

急性期治療後の病棟移行や在宅療養・療育への円滑な移行に向けて、多職種協働で、退院・退所後を見据えて退院支援計画等を作成し、患者及びその家族が安心して療養・療育できる地域の環境を整備するなどの取組を推進する。

療育支援部、在宅支援運営委員会、ケース会議等による入院早期からの取組を継続し、また、入院時から退院を見据えた支援を計画的に行えるよう、入退院センターでの退院支援計画の立案を推進する。

ヘ 小児リハビリテーションの充実

急性期から慢性期の患者に対し、そのライフステージに応じた生活機能の向上・改善のため、効果的かつ安全なリハビリテーション治療の実施に努める。

こどもやその家族のニーズ、目標、療法内容等を多職種で共有し、一人一人の成長・発達に寄り添ったリハビリテーション、療育を提供する。

より高度な専門技術を提供するため、知見を広げ、技術を深める。また、伝達研修を行うなど、知り得た知識や技術を職員間で共有し、組織全体の専門性の向上に努める。

地域の医療・療育関係者と連携し、こどもやその家族が安心して地域生活へ移行できるように支援する。

ト 成人移行期支援の推進

自立支援と医療体制の整備など、成人移行支援の中心となる活動を継続・発展していく。また、その活動を、関係機関向けや患者・家族向けに、広く発信する。

令和6年9月に県が設置した宮城県成人移行支援センターの運営を引き続き受託し、成人移行期支援委員会とその他関係職員を中心として、当院の患者のほか、当院以外の患者に対する支援も担う。また、県及び仙台市並びに成人移行支援に関する関係機関との連携を図る。

【指標】成人移行期支援外来受診患者数を前年度以上の実績とする。

(2) 地域への貢献

イ 情報発信の強化と関係機関等との連携推進

(イ) 情報発信の強化

当院の特徴や強みについて、県内外の患者・家族や医療・療育機関等に対し、様々な媒体（ホームページ、SNS、電子メール等）を用い、積極的な情報の発信に努める。

管理者（院長）と地域医療連携担当職員による関係機関への訪問活動等を実施し、成人移行後の受診も見据え、県内外の医療・療育機関と顔の見える関係を構築する。

(ロ) 関係機関等との連携推進

東北地方唯一の高度で専門的な小児医療を提供する病院としての役割・機能を果たすため、オンラインの活用等により、県内外の医療機関との病病・病診連携や療育関係機関との連携のほか、成人移行に関する関係機関との連携・調整を推進する。

地域医療支援病院として、医療機関からの症例相談に対応するなど登録医療機関・登録医との連携推進や紹介率の維持・向上に努める。

【指標】紹介率を80%以上とする。

ロ 救急医療の充実

(イ) 周産期・小児医療の救急医療への対応

小児三次救急医療については、他の救急医療機関と密接に連携し、県内外の小児重症患者を常時広く受け入れる体制を構築する。また、宮城県ドクターヘリの搬送先医療機関として、小児重症患者のヘリ搬送を積極的に受け入れる。さらに、病院救急車を活用して、紹介元の医療機関へ医師・看護師が重症患者を迎えて行き、治療・管理しながら当院へ搬送する迎え搬送を引き続き実施する。

二次救急医療については、他の医療機関からの紹介転送や救急隊からの搬入依頼に積極的に対応し、救急患者の受入れの増加に努める。また、仙台市小児科病院群輪番制事業に引き続き参加し、年23回を担当する。

令和元年度から運用が開始された「宮城県救急搬送情報共有システム」に引き続き参加し、救急車による患者搬送を積極的に受け入れる。

休日等における小児医療の確保のため、仙台市夜間休日こども急病診療所、石巻市夜間急患センター等に対する当院医師の派遣に引き続き協力し、県の一次救急医療に寄与する。

「宮城県こども夜間安心コール」において、引き続き当院の看護職員を相談員として派遣するとともに、当院一般当直医師が小児科医後方支援を実施して、県の0.5次救急に寄与する。

地域周産期母子医療センターとして、周産期の救急医療に適切に対応する。

(ロ) 救急医療体制の充実に向けた検討

県における小児の救命率の向上と地域医療の充実を図るために、小児救急・集中治療体制における当院の果たすべき機能・役割について、県内の小児救急を担う医療機関との役割分担及び協力体制を関係機関と協議する。

毎月定例開催している救急運営委員会において、現状の救急診療体制における課題・問題点の洗い出しと解決へ向けた協議を行う。その一環として、救急受入れ不能事例及び救急患者症例の検討を行い、その結果を担当職員にフィードバックして、患者受入れ促進と救急医療の質の向上に努める。

「一般当直業務マニュアル」及び「診療科別オンコール基準表」を適宜見直すとともに、各種救急疾患への対応マニュアルを整備し、救急患者対応の質の向上に取り組む。

地域で唯一の小児専門ICUである小児集中治療室（PICU）については、地域医療における役割を明確化するとともに、スタッフのプロ意識とモチベーションの向上を図

る。

令和6年度から平日日中の救急搬送は全て集中治療科医師が初期対応することとし、けいれん重積の場合はまずP I C U入室とするなど、適切かつ十分な救急・重症者対応を継続する。

重症入院患者の急変を早期に認識し救命するため、院内迅速対応システム（R R S）・メディカルエマージェンシーチーム（M E T）を運用して、予期せぬ心停止・死亡の軽減を図る。

新入職者をはじめ全職員を対象とした一次救命処置（B L S）及びA E Dの講習会を開催する。

ハ 新興感染症等への対応

新興感染症等の公衆衛生上重大な危害が発生した場合は、県と締結した医療措置協定に基づき県の要請に応じるなど地域医療の確保に努める。

(3) 患者・家族の視点に立った医療・療育の提供

イ 分かりやすい説明と相談しやすい環境づくり

患者及びその家族が医療・療育の内容を適切に理解し、納得した上で、治療や検査を自己選択できるよう、治療・検査説明、入退院支援計画説明、入院診療計画説明、入所支援計画説明等において担当者を決めて分かりやすく行うなど、説明・相談体制を充実するとともに、説明・相談に適した環境整備に努める。

年齢に応じたインフォームド・コンセントあるいはインフォームド・アセントの実施に努める。

入退院センターについては、その機能を十分に發揮できるよう、患者及びその家族の利便性の向上、サービスの質の向上及び入退院業務の効率化を図る。

患者及びその家族が抱える諸問題に対しては、患者相談窓口において総合的な相談に対応するなど、その解決・軽減に向けて支援する。

ロ 患者の価値観の尊重

ご意見箱「院長さん きいて！」やホームページの問い合わせフォームから寄せられる患者及びその家族からの意見・要望等について、その内容を迅速に検討して改善し、その改善状況等を院内掲示板やホームページに掲示するなどして適切に対応する。

患者満足度調査を年1回実施し、過年度の結果との比較・検討を行い、その結果を公表するとともに、職員・院内関係者間で共有して、患者及びその家族のニーズを踏まえた改善に取り組む。

【指標】患者満足度調査を1回実施する。

ハ セカンドオピニオンの適切な対応

当院でのセカンドオピニオンを希望する患者を受け入れるとともに、他の医療機関でのセカンドオピニオンを希望する患者を支援するなど、セカンドオピニオン希望者への適切な対応に努め、患者及びその家族の医療・療育内容の理解と治療の選択を支援する。

(4) 患者が安心できる医療・療育の提供

イ 医療倫理の確立

診療情報の提供及び患者の権利やプライバシーの保護に取り組み、患者及びその家族が安心できる医療・療育を提供する。

当院で行う医療行為に関連して発生する可能性がある倫理的課題については、法令遵守及び倫理的観点から臨床倫理委員会で検討し、適切に対応する。

臨床倫理コンサルテーションチーム及び臨床倫理リンクナースの活動を強化し、また、臨

床倫理シンポジウムを企画・運営するなど、倫理的課題の積極的な抽出と解決に向けて支援するとともに、職員の臨床倫理への感受性を高める。

ロ 医療安全対策の充実

医療安全対策を推進するため、医療安全推進室、安全対策委員会及びリスクマネージャー会議が連携して、インシデント事例の適正な分析等を行い、再発防止策を検討し、重大なインシデント（レベル3 b以上）の縮減を図る。重大なインシデントが発生した場合に迅速に対応できる体制を維持・向上する。

月3回の病棟、診療関連部門の定期ラウンドのほか、適宜、テーマ別臨時ラウンド、マニュアル遵守状況の確認等を実施し、安全な医療環境のための助言と対策を行う。

職員が共通認識のもとで医療安全行動がとれるよう、院内の各種マニュアルを適切に管理する。医療安全管理指針を改訂し、周知・運用する。また、ポケットマニュアルの改訂に取り組む。

医療安全対策に係る教育、研修を行い、意識、技能の向上を図る。医療安全対策に係る全体研修を行うとともに、研修内容の周知徹底を図り、職員の医療安全に対する意識の向上を図る。

医療安全に関する院内広報の発行、電子カルテログイン画面への医療安全情報の掲載等を通して、職員の医療安全に対する意識の向上を図る。

未承認医薬品等を使用する場合には、未承認医薬品等評価部会において適切にリスク判定を行うなど、安全管理体制を確保する。

【指標】医療安全対策に関する全体研修を2回以上実施する。

ハ 院内感染対策の充実

院内感染対策を推進するため、感染管理室、感染対策委員会及び感染制御チーム（I C T）が連携して、院内ラウンドの充実、発生・蔓延防止対策の立案、実行、評価等に取り組み、患者及びその家族並びに職員の安全を確保する。

特に、感染症対策については、流行状況に応じた柔軟かつ実効性のある対策を実践する。また、新興感染症の発生を想定した訓練を継続する。

感染対策マニュアルについては、最新の知見やエビデンスに準じて改訂し、周知・運用する。また、ポケットマニュアルの改訂に取り組む。

抗菌薬適正使用支援チーム（A S T）による抗菌薬適正使用に関する介入及び教育・指導を強化する。

院内感染対策及び抗菌薬適正使用に係る教育、研修を行い、意識、技能の向上を図るとともに、研修内容の周知徹底を図る。

【指標】院内感染対策に関する全体研修及び抗菌薬適正使用に関する研修を2回以上実施する。

2 療育支援事業

医療型障害児入所施設として、障害のあるこどもと家族に対し、個別性を考慮しながら、総合的な療育支援を行うよう取り組む。また、こどもと家族が主体的に在宅移行を選択できるよう地域の障害福祉サービス事業所等と連携することで、退所後も継続的な支援が受けられる環境を整備する。

(1) 療育支援体制の充実

医療型障害児入所施設として、入所支援計画を作成して組織的に療育支援を行うための管理をする児童発達支援管理責任者を適正に配置する。

長期の入所者の成長・発達を促すため、看護師、保育士を適正に配置するとともに、支援学校教員との連携体制を構築する。

療育支援事業に係る日ごろの実践内容を整理・評価するとともに、各々が専門職としての経験を蓄積し、技量の向上に努める。

院内外からの専門性へのニーズに対応するとともに、各職種の役割について、ホームページ等を活用して院内外に情報発信し、理解が深まるよう努める。

(2) 在宅療養・療育支援の充実

イ 療育サービスの充実

入所中のこどもに対して個々の状況に応じた適切な療育サービスを提供し、機能の向上や健康の増進・維持を図ることで、個々の状況に応じた施設生活を営めるように支援する。また、入所の目的と期間を予め定めて入所する有期有目的入所を推進する。

【指標】有期有目的入所者数（実人數）を100人以上とする。

ロ 障害のあるこどもとその家族の地域生活の支援

障害のあるこどもとその家族が障害を理解し、受け入れ、地域で安心して生活できるよう、各分野の専門職員が、障害のあるこどもとその家族、関係機関を対象とした講話をを行い、障害に対する理解を深めるための学びの機会を提供する。オンライン形式による開催については、柔軟に取り入れていく。

医療的ケア児の増加に伴い、日常生活・社会生活を社会全体で支援することが重要課題となっていることを受け、県の医療的ケア推進事業に引き続き参画し支援学校巡回指導医を担うなど、支援する。また、療育支援部と看護部が連携して、地域の支援学校職員や通所施設看護師の教育を支援する。

ハ 短期入所及び体調管理入院の充実

短期入所、体調管理入院の充実を図り、在宅療養・療育への移行及び在宅療養・療育の継続へのより一層の支援に努める。

また、障害のあるこどもとその家族のニーズを踏まえ、当院以外の他施設も含めて受入れ先を調整するなど、支援の充実を図る。

3 成育支援事業

成育支援部門に様々な専門職を配置し、隣接する宮城県立拓桃支援学校と連携・協力して、こどもの権利を尊重し、こどもの望ましい成長・発達を支える成育医療を実現する。

こどもの成長・発達の支援、患者及びその家族に対する心理的・社会的支援、在宅療養の支援等を通じて、患者及びその家族が抱える諸問題の解決と調整を図る。

病院ボランティアを積極的に受け入れ、より充実した患者サービスの提供に努める。

(1) 成育支援体制の充実

こどもの成長に合わせた成育医療を適切に提供するため、成育支援部門に必要な専門職（保育士、チャイルド・ライフ・スペシャリスト、子ども療養支援士、臨床心理士、ソーシャルワーカー、看護師、認定遺伝カウンセラー、ボランティアコーディネーター等）を適正に配置する。

成育支援に係る日ごろの実践内容を整理・評価するとともに、各々が専門職としての経験を蓄積し、技量の向上に努める。

院内外からの専門性へのニーズに対応するとともに、各職種の役割について、ホームページ等を活用して院内外に情報発信し、理解が深まるよう努める。

(2) こどもの成長・発達への支援

患者・家族のQOL（生活の質）及びアメニティ（環境の快適性）の向上に努めるとともに、子どもの生活全般を視野に入れながら、個別性を捉えこどもが主体的に取り組める様々な活動を企画し、成長・発達を促す。

本館病棟の保育士配置を見直して2人体制とし、新たな診療報酬の獲得を見据えながら、保育士と病棟職員が連携して家族支援と保育活動の充実を図る。

全てのこどもにおいて、家族と育ちを共有しながら専門性を生かした支援を行い、支援の質の向上に向けた取組に注力する。集中治療系の保育の継続・拡大に向け、実現可能な保育計画を立案し、ニーズに合わせた保育を提供する。

生活に彩りを与えられるよう、慰問（訪問）の受入れ、行事・イベント等を計画し、実施する。

宮城県立拓桃支援学校と連携するなど、患者及びその家族にとってより良い療養環境プログラムを提供する。

【指標】集中治療系の保育人数を前年度以上とする。

(3) 患者と家族の心理的援助及び社会的問題等への支援

インフォームド・コンセント、インフォームド・アセント後に、医療者から受けた説明に対する患者と家族の理解状況を確認し、子どもの成長・発達を考慮し個々に合った方法を用いながら、検査・治療に対する適切な理解と不安の軽減につながるよう支援する。

患者及びその家族の心理的・経済的・社会的問題に対しては、関係する専門職が連携して、その解決・軽減に向けて、早期から積極的に支援する。

当院だけでは解決困難な患者及びその家族の諸問題に対しては、院外の関係機関との連携を図り、その解決・軽減に向けて、積極的に支援する。

児童虐待などのこどもを取り巻く複雑な環境に対応するため、児童虐待対応委員会等において対応策を検討・協議する。

臨床遺伝学の発展に伴う新たな検査・診断について、専門職を中心に多職種協働で、患者及びその家族を支援する。

(4) 病院ボランティア活動の充実と支援

より充実した医療・療育サービスを提供し、その向上を図るため、病院ボランティアと病院スタッフとの協働的連携を図るとともに、他施設の取組を参考にするなど、ボランティア活動の充実に努める。

医療と療育を一体的に提供する施設として、病院ボランティアを積極的に受け入れる。登録に必要な書類、研修スケジュール等をホームページに引き続き掲載し、登録手続きの簡素化を図る。

活動報告をホームページに掲載するなど、ボランティア活動を広報し、当院におけるボランティア活動への理解を深め、関心が高まるよう取り組む。

ボランティア研修会を開催し、ボランティア活動が患者及びその家族にとって有益なものとなるよう支援する。

4 臨床研究事業

院内のみならず県及び東北地方全体の周産期・小児医療・療育水準の向上のため、臨床研究を積極的に遂行する。

臨床研究推進室を中心に、当院における研究実施体制等の充実に努め、医薬品・医療機器に関する治験（企業主導型、医師主導型）を含めた臨床研究全般について、学術的・事務的サポート及び臨床研究を支援する人材の確保・育成を行う。また、公的研究費を適正に運営・管理す

るため、その基盤となる組織体制の維持及び内規の遵守に努める。

診療及び研究の成果を論文として発表し、国内外への発信力を高めるとともに、その成果の臨床への導入を推進する。

(1) 臨床研究の推進

倫理委員会の事務局を臨床研究推進室に置き、同委員会において臨床研究の対象となる個人の人権擁護、利益・不利益及び危険性等を適切に審査し、臨床研究の活発な遂行を図る。

東北メディカル・メガバンク機構への参加による東北大学との連携等を図り、科学的根拠となるデータ集積及びエビデンスの形成に努める。

診療及び研究の成果を論文として発表し、国内外への発信力を高めるとともに、その成果の臨床への導入を推進する。

ホームページ等を通じて、当院で実施する臨床研究に関する情報を適切に公開する。

e ラーニング（I C R w e b）の教育プログラムを活用し、研究責任者及び研究実施に携わる者に向けた、研究倫理に関する教育・研修体制の充実を図る。

【指標】臨床研究実施件数を 170 件以上とする。

(2) 治験の推進

治験審査委員会において、治験を実施することの倫理的、科学的及び医学的見地からの妥当性について審査するなど、治験の原則に則して適切に推進する。

東北大学病院臨床研究推進センターの東北トランスレーショナルリサーチ拠点形成ネットワーク（T N N）や国立成育医療研究センターを核とした小児治験ネットワーク等を積極的に活用し、当院の特徴を生かした質の高い治験を推進する。

(3) 臨床研究支援体制の充実

臨床研究及び治験の推進を支えるため、臨床研究推進室による事務的な支援体制を充実させるとともに、治験等の実績に応じて研究支援費を支給するなど、職員による臨床研究を奨励する。

5 教育研修事業

当院の研修プログラムの充実や他の臨床研修病院との連携等により、研修医や地域医療を担う医師等の確保及び育成に取り組む。

職員の資質向上に資する取組を積極的に支援する。

県内の医療・療育従事者に対する知識及び技術の普及のための研修事業の充実を図る。

(1) 質の高い医療・療育従事者の育成

イ 臨床研修医や専攻医の育成

協力型臨床研修病院として、基幹型臨床研修病院に所属する医学部卒後 1 年目から 2 年目までの臨床研修医の研修（1～2か月間）を受け入れる。

医学部卒後 3 年目から 5 年目までの専攻医については、当院独自の後期研修プログラムに基づいた質の高い研修を提供し、他の研修病院と密接な連携及び人的交流を図りながら良質な医師を育成する。

特に、小児内科系コースに関しては、当院の専攻医を東北大学小児科研修協議会による「小児科研修プログラム i n M I Y A G I」の一環と位置付け、プログラムに登録した専攻医のローテート研修を積極的に受け入れる。

若手医師の育成を目的として、指導医及びコメディカルによる専攻医の評価を行い、総合評価を臨床研修委員会から本人にフィードバックして、当院における研修の充実を図る。

同時に、専攻医による指導医・研修診療科の評価も行い、今後の臨床研修指導の参考に資

する。

医学情報の検索・入手環境の整備、研究支援体制の充実、各種研修会の開催、臨床研修指導医講習会への参加等を通して、教育研修環境の整備に努める。

ロ 専門医の育成

医療内容の高度化や増患対策等の課題に対応するため、小児医療における各領域のサブスペシャリティ専門医を目指す卒後6年目以降で後期研修を修了した若手医師を受け入れ、当院独自の専門研修制度と関連施設との協力体制の下に次世代の専門医を育成する。

指導医及びコメディカルによる専門研修医の評価を行い、総合評価を臨床研修委員会から本人にフィードバックして、当院における研修の充実を図る。同時に、専門研修医による指導医・研修診療科の評価も行い、今後の臨床研修指導の参考に資する。

ハ 職員の資質向上への支援

医師をはじめ、看護師、薬剤師、医療技術職員及び事務職員等に対する院内研修会等を充実する。

新たな知見獲得、病院として必要な資格取得、自己啓発等のため、各種学会、外部研修会への参加等、職員の資質向上のための支援に努める。

学術支援委員会の活動（院内勉強会の開催、学会発表・論文投稿、研究活動の助成等）を充実して、院内における学術活動を振興し、県及び東北地方全体の周産期・小児医療・療育水準の向上に寄与する。

集合研修のスリム化の取組を継続しつつ、積極的に意見交換し情報共有する目的で、対面形式による報告会・発表会等を行う。参加できないスタッフへの配慮として、eラーニングのオプションを活用した動画視聴を可能とする。また、「看護師のまなびサポートブック」（著・発行：日本看護協会）を参考に院内研修の内容を見直し、倫理的・法的規範に基づき看護を実践できる能力を養う学習を強化する。

看護スタッフのキャリア開発支援のため、ジェネラリスト留学を引き続き企画し、より主体的に経験の幅を広げるための支援を行う。

(2) 地域に貢献する研修事業の実施

イ 地域医療支援病院としての研修事業

地域医療支援病院として、県内外の周産期・小児医療従事者及び関係機関への教育的役割・情報発信的役割を果たすため、登録医療機関の医師・職員、関係機関の職員に対し、講演会等の地域医療研修会を開催し、その充実を図る。引き続き、オンライン形式による開催を柔軟に取り入れ、県内外の医療関係者との連携強化に努める。

【指標】地域医療研修会を12回以上開催する。

ロ 療育拠点施設としての研修事業

療育拠点施設として、地域の療育スタッフの資質向上を支援する。

療育支援研修会等を開催し、療育支援に必要な知識・技術の習得を支援する。引き続き、オンライン形式による開催を柔軟に取り入れる。

研修会への講師派遣、実習・研修等の受入れについては、引き続き取り組む。

【指標】療育支援研修会を1回以上開催する。

6 災害時等における活動

災害や新興感染症等の公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、迅速かつ適切に対応できるよう体制を整える。

大規模災害が発生した場合、事業を継続し迅速かつ的確な対応ができるよう、医療救護体制の

整備及び関係機関との連携等について検討し、災害対策マニュアルの整備を進める。

災害等の発生に備えて、定期的に防災マニュアルや事業継続計画の見直しを行うとともに、消防訓練や防災訓練を実施し、災害時の対応力の向上に努める。

食料・医薬品の備蓄や防災関連資機材の整備に引き続き取り組み、その充実を図る。

防犯等の安全対策については、警察との連携による防犯マニュアルに基づく訓練や研修を実施するなど、安全管理体制の徹底に努める。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 効率的な業務運営体制の確立

医療・療育環境の変化に的確かつ柔軟に対応するため、効率的・効果的な組織の構築、業務運営体制の強化等に取り組む。

(1) 効率的・効果的な組織の構築

当院の持つ機能・役割に即した効率的・効果的な組織を構築する。

医療・療育ニーズや医療・療育を取り巻く環境の変化、業務量等の変化に対応できる適正な職員配置に努める。

職務遂行能力や適性を反映した職員配置を行う。

(2) 業務運営体制の強化

外部研修の活用等による事務職員の資質向上と組織活性化に取り組み、経営力の強化を図る。

P D C A (P l a n (計画) , D o (実施) , C h e c k (検証) , A c t i o n (改善)) マネジメントによる継続的な運営改善に取り組み、業務運営体制の強化を図る。

(3) 職員の参画等による業務運営

日常の医療・療育活動の中で把握した患者及びその家族のニーズを各業務に反映させるなど、職員参画による業務運営・改善に取り組む。

各種経営指標等の情報を会議や電子掲示板を通じて共有し、職員が関心をもって主体的に業務運営に参画できる体制とする。

2 業務運営の見直し及び効率化による収支改善

他の小児病院等との比較を通して、経営分析を行うとともに、各種経営指標を活用し、法人の業務全般について最適化を図り、収益の増加及び経費の節減に取り組み、収支改善を図る。

(1) 医療資源の有効活用

法人が有する人的資源、物的資源及び情報資源を有効に活用して、収支改善を図る。

イ 病床の効率的な利用の推進による収支改善

病床の管理体制の充実により、入退院予定情報、空床情報等を集約的に把握し、また、病床を柔軟に運用して、緊急入院患者等が速やかに入院できる体制を整える。

従来の当院に求められる役割を果たしつつ、循環器センターのリカバリ室（本館3階病棟内3床）や令和6年度に運用変更した感染症優先病室（本館4階病棟内1床）を適切に運用するなど、病床の効率的な利用を図る。

また、P I C Uの利用の増加に伴い、転室先を確保するため各病棟に必要なスキルの習得を促進し、安全性を維持したベッドコントロールを実践する。

患者数の増加に向けて、具体的な行動計画の策定、関係機関との連携、広報活動の強化、救急患者の受入れ等を積極的に推進する。

【指標】病床利用率は71.0%の達成を目指す。

- ロ 医療機器の効率的な利用の推進による収支改善
 - 医療機器について、経年劣化の状態や稼働状況を把握し、診療が滞ることのないように、計画的に保守・整備する。
 - 医療機器のレンタルに際して過剰な費用が発生しないように、院内の使用状況等を確認・調整する。
 - 医療機器管理ソフトを活用し、経年劣化等により安全性が確保できない恐れのある医療機器を未然に把握するなど、医療機器の安全で効率的な使用を図る。
 - さらに、医療機器の院内修理、整備を適切に実施し、維持コストの削減及び医療機器のダウンタイム（故障・修理による使用不能期間）の減少に努める。

(2) 収益確保の取組

診療データの把握等により新たな診療報酬の取得の可能性やDPCの係数向上等について、多職種で具体的に検討し、提供する医療・療育サービスとその提供体制に見合った収益を確保する。

診療報酬制度改定や障害福祉サービス等報酬改定への対応を迅速かつ適切に行い、事業収益の確保に取り組む。

収益確保に係る制度や算定状況に関する職員の理解を深めるため、会議等を通じて情報共有を図る。

医療情報システムにおける診療データの集計・検索機能を活用するなど、診療報酬等の請求漏れの防止に努める。

診療報酬の査定に対しては、積極的に再審査申立てを行い、事業収益の確保に取り組む。

院内の連携を強化し、患者への医療費助成制度の利用案内を早期に行い、また、収納代行サービス（クレジット決済、コンビニ決済）の活用を推進し、未収金発生の防止に取り組む。

未納者に対する支払督促及び納入相談を行うとともに、未収金管理回収業務委託事業者を適切に活用して、未収金の早期回収に取り組む。

(3) 業務運営コストの節減等

業務運営コストの節減のため、定量的目標を策定し、その達成に向け、取り組む。

イ 医療材料・医薬品等の適切な管理による節減

医療材料、医薬品等については、競争性の確保、適切な在庫管理、契約品目数の縮減等に努め、購入価格及び材料費比率の低減を図る。

月ごとに棚卸しを行い、過剰な在庫や使用期限の到来による廃棄が生じないよう、棚卸実施結果を活用して在庫に対する意識改革を働きかけ、経費の節減を図る。

医薬品については、診療報酬算定基準を踏まえた後発医薬品やバイオシミラーの導入を推進するとともに、全国ベンチマークや他施設への照会結果等を活用して価格交渉を行うなど、購入価格の低減を図る。

ロ 適正な職員配置及び業務委託の見直しによる節減

業務量等に対応した適正な職員配置、職員の職務能力の向上を図るとともに、知識と経験のある退職者の再任用等の人材活用を促進するなど、人件費比率の低減を図る。

業務委託については、仕様を見直し適正な業務委託を行い、また、入札により競争性を確保するなど、委託費比率の低減を図る。

【指標】医業収益に対する人件費比率を80.2%以下とする。

ハ 修繕費の節減

施設・設備については、安全の確保及び良好な環境の維持のために適切に管理するとともに、予防保全の観点から中期修繕計画等に基づき計画的に修繕を行い、ライフサイクルコ

ストの低減を図る。

医療機器については、院内修理、整備の適切な実施等により、修繕費の低減を図る。

ニ E S C O事業の推進による節減

高効率ボイラー、ヒートポンプチラー、BEMS装置（ビルエネルギー管理システム）で構成されるE S C O事業を引き続き運用し、エネルギー消費の節減、CO₂の削減を図る。

(4) 財務分析の実施

会計処理を適切に行うとともに、医療情報システムを活用して財務分析を行い、経営の効率化を図る。

月次決算を行い毎月の財務状況を把握し、経営改善を図る。

地方公営企業決算状況調査等を活用して、他の医療・療育機関の経営情報を集積し、経営の効率化に資する。

(5) 外部評価の活用等

県による当法人の業務実績に関する評価結果等を活用して、業務改善に積極的に取り組む。

公益財団法人日本医療機能評価機構の病院機能評価（令和5年11月更新認定）については、認定から3年目を迎えることから、「認定期間中の確認（期中の確認）」の実施を通じて、継続的な質改善活動に取り組み、業務改善や病院機能の向上を図る。

第4 予算、収支計画及び資金計画

「第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためによるべき措置」で定めた計画の着実な実施等により、財務内容の改善を図る。

【指標】経常収支比率を98.1%以上とする。

医業収支比率を71.6%以上とする。

1 予算

別紙1のとおりとする。

2 収支計画

別紙2のとおりとする。

3 資金計画

別紙3のとおりとする。

第5 短期借入金の限度額

1 限度額

5億円とする。

2 想定される理由

医療機器の更新及び施設の修繕等を想定した資金繰資金の支払に対応するため。

第6 出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

令和7年度中の計画はない。

第7 前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

令和7年度中の計画はない。

第8 剰余金の使途

決算において剰余金が生じた場合は、将来の病院建物の大規模修繕、改築、医療機器の整備等に充てる。

第9 積立金の処分に関する計画

第5期中期目標期間の最終事業年度終了後、地方独立行政法人法第40条第4項に該当する積立金があるときは、将来の病院建物の大規模修繕、改築、医療機器の整備等に充てる。

第10 料金に関する事項

1 使用料及び手数料

理事長は、使用料及び手数料として、次に掲げる額を徴収する。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定により厚生労働大臣が定める算定方法（診療報酬算定方法）により算定した額
- (2) 健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準（食事療養及び生活療養費用算定基準）により算定した額
- (3) (1)及び(2)以外のものについては、別に理事長が定める額

2 使用料及び手数料の減免

理事長は、特別の事情があると認めたときは、使用料又は手数料の全部又は一部を減免することができる。

第11 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 人事に関する計画

(1) 人事に関する方針

高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療・療育を提供するため、中長期的な視点の下、医療・療育ニーズや医療・療育を取り巻く状況の変化を捉えた適切な人員を計画的に確保・配置する。

多様化する業務に対応し、豊富な経験と知識に裏打ちされたノウハウを活用するため、退職者の再任用等を促進する。

障害者雇用については、入職後のフォローアップなどにより人材の定着を図り雇用率の維持に努めるとともに、更なる雇用率の向上を目指し、雇用活動を継続する。

【指標】障害者雇用率が法定雇用率を達成するように努める。

(2) 人材育成に関する方針

教育研修事業や臨床研究支援体制の充実により、職員一人一人の専門性の向上を図る。

外部研修機関が実施する研修事業等を活用し、人材の育成を図る。特に、幅広い人材育成が期待できる宮城県公務研修所、東北自治研修所主催の研修を重点的に活用し、職務に必要な知識とスキルを学ぶことにより、体系的な研修体制の構築を進め、提供する医療・療育サービスの質のより一層の向上を図る。また、各部署における研修等のニーズを把握し、研修機会の拡大に努める。

組織の活性化と職員のキャリア形成に資する人事ローテーションを実施する。

(3) 適切な人事評価の実施

人事評価制度の適切な運用を行いながら、職員が積極的に法人運営や病院運営へ参画できる機会の拡大を図るなど、職員のモチベーションの高揚や意識改革につながる取組を推進する。

2 職員の就労環境の整備

職員の心身の健康状態の向上を目指し、健康診断、ストレスチェック、メンタルヘルスケア対策の充実、産業医による健康相談等に取り組む。

「働き方改革」を推進するため、多様な雇用形態の導入、子育て支援の充実等、職員のワークライフバランスに十分に配慮し、職員が健康で、生きがいを持って業務を遂行できる良好で快適な就労環境を整備する。

特に、長時間労働面談など時間外勤務の多い職員の健康管理に配慮するとともに、時間外労働の縮減及び年次有給休暇の確実な取得に取り組む。

患者中心の質の高い医療を提供しながら、病院で働く職員が病院に魅力を感じ、意欲を持って継続的に働く職場とするため、「職員やりがい度調査」を実施し、改善する。

院内保育所については、引き続き職員のニーズに対応した運営に努める。

3 情報セキュリティ対策に関する計画

情報セキュリティリスクに的確に対応するため、実施可能な情報セキュリティ対策を適時・適切に実施する。

医療情報システム上の個人情報等の漏えいを防止するため、引き続き、構築したネットワークを適切に運用・管理する。

不正なアクセス等から情報等を適切に保護するため、ファイアウォール機器で不正侵入の検知と防止を行うとともに、フィルタリングソフト及びウイルス対策ソフト等を活用し、コンピュータウイルス等の脅威に対する技術的な対策を確実に実施していく。

ランサムウェア等ウイルス対策については、職員全員を対象とした情報セキュリティに関する研修を引き続き実施するとともに、他の自治体病院等の対応状況や国の指針等を踏まえて、当院としての対応を検討していく。

N D R (Network Detection and Response) 等新たなランサムウェアなどのウイルス検索システムも開発されていることから、費用対効果等を検証しながら、導入の可否を検討する。

4 医療機器・施設整備に関する計画

(1) 医療機器・施設整備計画

医療機器及び施設の整備に当たっては、その目的、費用対効果、県民のニーズ、医療技術の進展等を総合的に勘案して、財源を含む投資計画に基づき更新・整備する。

令和7年度において整備する医療機器及び施設に関する計画は、別紙4「医療機器・施設整備に関する計画」のとおりとする。

(2) 医療情報システムの効率的活用

医療情報システムの業務の標準化及び運用改善を推進するとともに、毎月開催している情報システム管理委員会を活用して、システムの機能強化に向けたバージョンアップについて、ベンダーと機能等の検討を重ねながら必要な対応を行う。

電子カルテシステムと医療機器との情報連携については、関係する事業者等との的確な協議を行いながら、適時・適切な運用と、効率的な活用を図っていく。

医療機関間における必要な情報連携が可能となるよう、国の動向等を注視しながら関連部署間で連携、協力して医療D Xを推進する。

(3) 大規模修繕計画

10年以上の中長期的な大規模修繕を視野に入れ、整備計画を適時見直し、計画的に実施する。特に、中央監視装置周辺機器更新工事等の大規模工事については、仕様等の必要な見直しによるコスト縮減に努めながら、安全かつ着実な工事施工に努める。

別表

年度計画に関する数値目標

No.	指標	数値目標	本文記載の有無
1	NICU 年間延入院患者数	4,000人	
2	GCU・HCU 年間延入院患者数	4,500人	
3	消化管内視鏡件数	260件	
4	消化器科 年間新患総数(外来、入院)	400人	
5	食物負荷試験件数	1,300件	
6	アトピー性皮膚炎教育入院	5件	
7	アトピー性皮膚炎治療入院	5件	
8	リウマチ外来紹介患者数	60人	
9	感染症コンサルテーション数(院内)	350例	
10	腎臓内科 時間外勤務の削減	年間960時間以内	
11	血液腫瘍科 年間延入院患者数	5,500人	
12	循環器科 年間心臓カテーテル件数	320件	
13	神経科 年間延入院患者数	8,000人	
14	神経科 年間新患総数(外来)	250人	
15	神経科 関連年間英文論文総数	5	
16	外科 年間入院数	350例	
17	外科 年間手術件数	320例	
18	外科 鏡視下手術数	45例	
19	年間心臓血管手術数	140例	
20	脳神経外科 年間手術件数	95件	
21	脳神経外科 外来新患数	350件	
22	整形外科 年間外来患者数	4,000人	
23	整形外科 小児運動器疾患指導管理料算定件数	1,000件程度	
24	形成外科 年間手術件数	130件	
25	形成外科 新患数	180人	
26	泌尿器科 年間手術件数	300件	
27	年間分娩数	300件	
28	産科 年間救急車(母体搬送)受入数	90件	
29	歯科口腔外科・矯正歯科 年間外来患者数	8,500人	
30	歯科口腔外科・矯正歯科 手術件数	100件	
31	発達診療科 外来初診患者数	90人	
32	発達診療科 仙台市発達相談支援センターからの紹介件数	6人	
33	発達診療科 累積連携医療機関数	81医療機関	
34	発達診療科 累積協働連携診療数	46人	
35	CT件数	950件	
36	MRI件数	1,300件	
37	核医学件数	250件	
38	超音波検査件数	500件	
39	麻酔管理件数	1,750件	
40	PICU入室患者数	年間350例以上	
41	PICU搬送患者数	年間50例以上	
42	病理組織診断件数	600件	
43	細胞診件数	100件	
44	術中迅速診断件数	5件	
45	病理解剖件数	5件	
46	入退院時のCOPM平均スコア比(遂行度・満足度)	3以上	
47	クリニックバス適用率	50%以上	○
48	退院後2週間以内の退院サマリー作成率	90%以上	○
49	成人移行期支援外来受診患者数	前年度以上	○
50	紹介率	80%以上	○
51	患者満足度調査の頻度	年1回	○
52	病棟、診療関連部門のラウンド実施頻度	月4回	
53	医療安全対策に関する全体研修の回数	年3回以上	○
54	職員の針刺し切創件数(患者未使用器材・粘膜曝露除く)	20件以下	
55	職員のインフルエンザ予防接種率	80%以上	
56	院内感染防止対策に関する全体研修の回数	年2回以上	○
57	有期有目的入所者数(実人数)	100人	○
58	講話(お話シリーズ)開催回数	年5回	
59	集中治療系の保育人数	前年度以上	○
60	臨床研究実施件数	170件	○
61	治験受託件数	20件	
62	看護部全体研修平均参加人数(オンラインでの参加も含む)	80人以上	
63	クリニックラーレベルⅢ以上取得者割合	看護師全体の40%以上	
64	厚生労働省が新人に求める臨床実践能力の技術的側面の平均目標達成率	平均達成率80%以上	
65	院内療育研究会開催回数	1回	
66	地域医療研修会開催回数	12回以上	○
67	療育支援研修会開催回数	1回	○
68	病床利用率	71.0%	○
69	医療機器保守件数	4,000件	
70	栄養食事指導件数(特定疾患管理料、外来栄養食時指導料関係)	600件	
71	服薬指導件数	2,000件以上	
72	医薬品費比率	13.0%	
73	人件費比率	80.2%	○
74	委託費比率	18.0%	
75	経常収支比率	98.1%	○
76	医業収支比率	71.6%	○
77	障害者雇用	障害者雇用率の達成	○

別紙1

予 算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
営業収益	10,215
医業収益	7,152
入院収益	5,403
外来収益	1,561
児童福祉収益	97
その他医業収益	91
運営費負担金収益	2,993
補助金等収益	70
営業外収益	77
運営費負担金収益	40
その他営業外収益	37
資本収入	493
長期借入金	493
収入合計	10,785
支出	
営業費用	9,640
医業費用	8,902
給与費	4,236
材料費	1,420
経 費	1,333
研究研修費	59
児童福祉施設費	1,854
給与費	987
材料費	193
経 費	661
研究研修費	13
一般管理費	293
給与費	264
経 費	29
控除対象外消費税等	378
資産に係る控除対象外消費税等償却	67
営業外費用	60
財務費用	58
その他医業外費用	2
資本支出	1,251
建設改良費	493
償還金	758
その他支出	31
その他	31
支出合計	10,982

(注1)計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計と一致しないものがある。

(注2)給与費については、定期昇給分を見込んでいるが、人事院勧告等による給与改定は考慮していない。

その他費用については、物価の変動は考慮していない。

(注3)資産見返戻入及び減価償却費、退職給付費用は含んでいない。

[人件費の見積り]

令和7年度は総額5,487百万円を支出する。なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費に相当するものである。

[運営費負担金の算定ルール]

救急医療等の行政的経費及び小児医療・高度医療等の不採算経費については、地方独立行政法人法第85条第1項の規定より算定された額とする。

建設改良費及び長期借入金等元金償還金に充当される運営費負担金等については、経常費助成のための運営費負担金等とする。

収支計画

(単位:百万円)

区分	金額
収入の部	10,632
営業収益	10,555
医業収益	7,152
入院収益	5,403
外来収益	1,561
児童福祉収益	97
その他医業収益	91
運営費負担金収益	2,993
補助金等収益	70
寄附金等収益	25
資産見返運営費負担金戻入	57
資産見返補助金等戻入	22
資産見返寄附金等戻入	0
資産見返物品等受贈額戻入	236
営業外収益	77
運営費負担金収益	40
その他医業外収益	37
支出の部	10,839
営業費用	10,779
医業費用	9,996
給与費	4,424
材料費	1,420
減価償却費	639
経 費	1,333
研究研修費	59
児童福祉施設費	2,121
給与費	1,038
材料費	193
減価償却費	216
経 費	661
研究研修費	13
一般管理費	338
給与費	277
減価償却費	32
経 費	29
控除対象外消費税等	378
資産に係る控除対象外消費税等償却	67
営業外費用	60
財務費用	58
その他医業外費用	2
総利益	△ 207

(注1)計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計と一致しないものがある。

(注2)給与費については、定期昇給分を見込んでいるが、人事院勧告等による給与改定は考慮していない。その他費用については、物価の変動は考慮していない。

資 金 計 画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金収入	13,056
業務活動による収入	10,292
診療業務による収入	7,152
その他業務活動による収入	37
運営費負担金による収入	3,033
補助金等収入	70
投資活動による収入	0
財務活動による収入	493
長期借入金による収入	493
前期繰越金	2,271
資金支出	10,982
業務活動による支出	9,700
給与費支出	5,487
材料費支出	1,613
利息の支払額	58
その他業務活動による支出	2,542
投資活動による支出	493
固定資産の取得による支出	493
財務活動による支出	789
長期借入金の返済による支出	341
移行前地方債償還債務の償還による支出	417
リース債務の返済による支出	31
次年度への繰越金	2,074

(注1)計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計と一致しないものがある。

(注2)給与費については、定期昇給分を見込んでいるが、人事院勧告等による給与改定は考慮していない。その他費用については、物価の変動は考慮していない。

医療機器・施設整備に関する計画

年度計画期間中、医療機器等の更新など、法人が担うべき医療を適切に実施するため、状況に応じて医療機器及び施設整備への投資を行うものとする。

年度計画期間中の総投資金額は、493百万円程度としつつ、状況に応じて増減があるものとする。

(単位:百万円)

医療機器・施設整備の内容	財源	予定額
医療機器整備 デジタルX線透視撮影システム 新生児病棟用人工呼吸器 超音波画像診断装置 障がい者用歯科治療ユニット		
施設整備 発電機更新(実施設計) 中央監視装置周辺機器更新	ほか 宮城県からの 長期借入金	493